

# 9月NEWS

## (1) 制度情報

平成 29 年 7 月に国税庁から消費税軽減税率制度についてのリーフレットが発行されましたので、一部簡単にご紹介させていただきます。

### ● 制度の概要

平成 31 年 10 月 1 日消費税率引上げと同時に実施される制度で、引上げ後の標準税率 10%(消費税率 7.8%、地方消費税率 2.2%)に対し、下記対象品目は 8%(消費税率 6.24%、地方消費税率 1.76%)に税率が軽減される制度です。

### ● 対象品目

飲食物品・・・食品表示法に規定する食品=人の飲用又は食用に供されるもの(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

一体資産とは、おもちゃ付きのお菓子のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価額のみが提示されているものをいいます。

一体資産のうち、税抜価額が 1 万円以下であって、食品の価額の占める割合が 2/3 以上の場合、全体が軽減税率の対象となります。

新聞・・・一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

### ● 対象品目の取扱いがない事業者の方でも対応が必要となる場合

課税事業者の方・・・軽減税率対象品目の売上がなくても、軽減税率対象品目の仕入れ(経費)があれば対応が必要です。

免税事業者の方・・・課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等(税率ごとの区分を追加した請求書等)の交付を求められる場合があります。

その他、「帳簿及び請求書等の記載と保存方法」や「軽減税率対策補助金制度」についても掲載されています。まだ先ではございますが、国税庁のホームページに Q&A も含め掲載されておりますので、リーフレットが発行されたこの機会に一度ご参照されてはいかがでしょうか。

## (2) 9月の主な税務

9月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

提出期限等	内容
9月11日	8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
10月2日	7月決算法人の確定申告
10月2日	4月、7月、10月、1月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
10月2日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
10月2日	1月決算法人の中間申告
10月2日	消費税の年税額が400万円超の10月、1月、4月決算法人の3月ごとの中間申告
10月2日	消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

## (3) スタッフの一言

だんだんと日が短くなり、朝晩が涼しく感じられるようになってきた今日この頃です。季節の変わり目です。お体には十分ご自愛ください。

担当 福岡:津野